

町民参加の確立

(担当 : 総務部 総務課)

非核地域宣言普及事業

2万円

自分たちの住む町や村を核戦争のために提供するのとは絶対やめようという願いをこめて、「非核地域」宣言をしている市町村が全国にはたくさんあります。南風原町もその一つです。

その非核・平和宣言をした自治体が参加しているのが日本非核宣言自治体協議会です。核兵器をなくすための運動を行っています。

主な経費 日本非核宣言自治体協議会負担金 2万円



非核宣言自治体とは

非核宣言自治体とは、核兵器廃絶や非核三原則を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体のことです。現在、日本の自治体のうち74%以上がこの非核宣言を行っています。最初の非核宣言は、1980年にイギリスのマンチェスター市で行われました。マンチェスター市は、米、ソ冷戦のさなか、核兵器の脅威をなくすため、自らのまちを非核兵器地帯であると宣言し、他の自治体にも同じような宣言をするように求めました。すぐイギリス国内の多くの自治体が賛同しました。その後、この宣言運動は世界に広がりました。

町制施行記念事業

79万円

昭和55年4月1日に南風原村から南風原町になったことを記念して、毎年4月1日に「町政施行記念式典」を行っています。式典では町のいろいろな分野で頑張った人や良い行いをした人、沖縄一や日本一になった人に「功労賞」「善行賞」「よいこと沖縄一・日本一賞」を贈りお祝いしています。今年度も「町政施行26周年式典」が行われ、35個人、団体が表彰されました。

主な経費

功労・善行賞表彰報償費 47万円

祝賀会費用など 32万円



平成18年4月1日に行われた町制施行26周年式典での各賞を受賞したみなさん。

町成人式事業

7万円

満20歳を迎えた青年男女が大人の仲間入りをする事に対して、町民みなでお祝いし激励するために、町成人式典を開催しています。町の成人式は、ここ数年、新成人を迎える皆さんで実行委員会を結成し、成人式典の進め方やその後のパーティーの開催の仕方などを決めていきます。役場は実行委員会がスムーズに式典の準備を進められるよう話し合いに参加しています。また、式典の会場設営や式典当日の案内係なども行っています。平成18年1月の成人式典参加の対象者は、男性212名、女性251名、合計463名です。対象者には案内状を通知しています。

主な経費

かすりの女王への謝礼金	2万円
花束代	1万円
案内通知書印刷代	4万円



選挙事業

2,346万円

こうなったらいいな、あんなだったらいいな、ふだんの暮らしの中で、そう感じることはありませんか。その思いや願いを、私たちの代わりに国や地域で実現してくれる人々を選ぶこと。それが「選挙」です。たとえば、国会議員、都道府県知事、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村議会議員のような公職につく人を投票で選ぶことをいいます。日本国憲法第15条において「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と規定されているように、私たちが選挙をするにあたっては、その行為を誰からも侵されてはならないし、侵すこともできないのです。

その「選挙」が、今年度は、南風原町議会議員選挙、沖縄県知事選挙と予定されています。私たち一人一人がよい代表を選んで、よりよい明日をつくっていきましょう

町長選挙費	657万円
町議会議員選挙費	798万円
沖縄県知事選挙費	730万円 (県からの委託金730万円)
その他の経費	161万円



～ ごぞんじですか？ 明るい選挙推進協議会 ～

「明るい選挙推進協議会」は、選挙が買収や義理人情などで惑わされず、有権者の貴重な声（一票）が、正しく政治に反映されるよう、また、棄権せず政治に参加してもらえるように、と発足しました。上にいるのが「明るい選挙推進協議会」のキャラクターの「選挙のめいすいくん」です。

「明るい選挙推進協議会」は、選挙の前に、投票を呼びかけたり、投票日のお知らせをするチラシなどを町内のショッピングセンターやスーパーなどで配布しています。

女性政策推進事業

163万円

男女が等しく社会的責任を担い合う社会の実現を目指すため、町は、平成14年3月に男女共同参画計画「まじゅんプラン」をつくりました。男女が共に支え合う社会（男女共同参画社会）を目指し、「まじゅんプラン」の実施に取り組めます。

主な経費

男女共同参画推進懇話会（委員の報酬など）	7万円
女性団体や女性リーダーの活動などの情報交換会	1万円
女性問題等に関する講演会	1万円
『女性の翼』助成金	14万円
地域人権啓発事業	140万円



地域人権啓発事業

11月4日、5日に行われる「ふるさと博覧会」において、女性への暴力（DV）と子どもへの虐待についての公演会を開催します。女性と子どもの基本的人権について一緒に考えましょう。その後、人気漫才コンビの『ゆうきやー』と『唖&やよい』の“ウチナーヤマトグチ（方言を交えた標準語）”による芝居を上演します。「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割をテーマにした芝居を通し、夫婦が互いに協力することの大切さや、家族愛についてを考える機会とします。

法務局からの100%補助事業となっています。

町民参加の確立

情報公開及び個人情報保護制度事業

30万円

町では、情報公開と個人情報保護について「審査会」と「運営審議会」を設置しています。

審査会は、情報の公開、訂正などに対する決定に不服がある場合、公平で客観的な立場で審査を行います。審査会は、見識を持つ民間の方3名で構成され、不服申し立てについて審査を行い、町に意見します。町は意見を尊重し、公開、訂正などをするかどうかの決定を行います。

主な経費

審査会委員報酬など(3人)	7万円
運営審議会委員報酬など(10人)	23万円

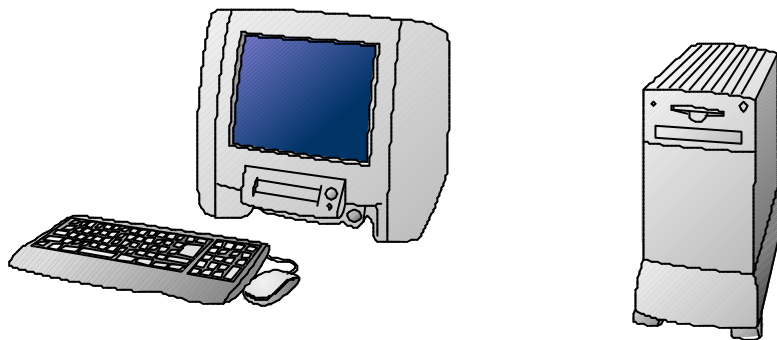


～ 情報公開制度って、なあに？ ～

町が持っている情報(公文書)を住民の皆さんからの請求により公開する制度です。

町に関する情報は、広報紙やパンフレットなどで住民の皆さんにお知らせしていますが、これらの情報は、町から提供したものであり、町民一人ひとりの欲しい情報とは限りません。

「情報公開制度」は、町が持っている情報を町民の皆さんの選択により利用していただくための仕組みとして設けたものです。



～ 個人情報保護制度って、なあに？ ～

町が持っている個人情報全般について具体的な管理ルールを定めるとともに、本人からの請求により自己に関する情報の公開や訂正などを求めることができる制度です。

町では個人に関する情報(町が保有している自分の情報を見たり訂正したりする権利)を住民の皆さんに保障するとともに、個人情報の適正な取扱いについての基本的なルールを定めることにより、住民の皆さんのプライバシーを保護しようとしてこの制度を設けました。

広報・公聴活動の充実

(担当 総務部 企画財政課)
556万円

広報公聴活動の強化

1. 広報紙の発行

「広報はえばる」は、町の事業内容や活動状況を町民の皆さまに広く知らせ、理解していただくために毎月1日に発行している町独自の広報紙です。町民の皆さまへのお知らせはもちろんのこと、地域の行事や町内でのいろいろな出来事などをお伝えしています。

今年度より、広報紙のレイアウトを変更し、これまでの16ページから、20ページに内容を拡充しました。また、平成17年度から導入した有料広告の掲載をさらに発展させていこうと、広告枠数も増やしました。今後も広告掲載を通じて、財政収入を確保していきます。

「広報はえばる」は各字自治会の区長さんを通して、町内の全家庭に配布しており、町内のショッピングセンターやスーパーでも手に入れることができます。さらにハワイ、ブラジルなど海外の町人会を始め、大阪の町人会、友好都市のレスブリッジ市にも郵送し、海外、県外との架け橋となっています。

これからわかりやすく、読みやすい、親しみやすい広報紙づくりをこころがけていきますので、地域の情報がありましたら、ぜひ広報公聴係までご連絡ください。

主な経費

「広報はえばる」の印刷代 (毎月約1万部発行)	400万円
[1部あたりの経費 (白黒16頁、カラー4頁)・・・約30円]	
広報掲示板設置補助金	18万円
「広報はえばる」郵送代	17万円
消耗品費ほか	8万円

・広告収入	平成17年度実績	65万円
	平成18年度目標	150万円



2. ホームページの充実

インターネットで公開している、南風原町のホームページ「はえばるNET」のセキュリティー(情報の安全性)を高める機能です。

SSLサーバー証明書更新委託料 20万円

「はえばるNET」 アドレス :<http://www.town.haebaru.okinawa.jp>

3. 町勢要覧の改訂版発行

町勢要覧とは、町の人口、産業などの形態をまとめ、わかりやすくしたものです。4年ごとに発行し、途中2年目に改訂版を発行しています。10月頃の発刊を予定しています。

「南風原町町勢要覧」改訂版の印刷代 93万円

行政計画

(担当 :総務部 総務課)

職員研修会事業 計画的な職員研修

157万円

今日の社会の変化に伴って、町民の価値観や生活意識は変化し、役場などの行政にもとめることもより多く、より広くなっています。このような時代の変化にすばやく対応し、町民の期待に応えていくためには、職員一人ひとりの能力の向上、また、優れた人格を育てることが大切です。

幅広い知識と教養、社会の変化にすばやく対応できる能力を身につけた人間性豊かな職員を育てるため、沖縄県自治研修所をはじめ、東京にある全国建設研修センター、千葉県にある市町村職員中央研修所、滋賀県の全国市町村国際文化研修所など県内外の研修所へ計画的に職員を派遣しています。その他にも、他府県の市町村の効率的な行政運営の先端技術の視察、専門的な知識をもっている方などを講師に招き、役場職員を対象とした研修会を開催していきます。

主な経費

研修講師などの謝礼	7万円
研修旅費	125万円
研修会などの負担金	25万円



例規集のデジタル化事業

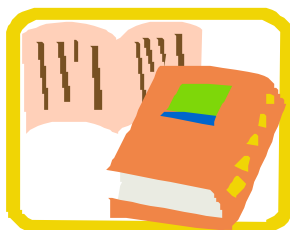
1,071万円

条例、規則は都道府県や市町村が議会の議決などを経て、定めた「きまり」のことです。南風原町にも条例・規則があり、役場の仕事や手続きなどを行う際は条例・規則に従って行われます。条例・規則は社会情勢によって日々変わっていきます。この条例・規則を役場庁舎内をネットワークでつないでいるコンピュータで管理し運用しています。

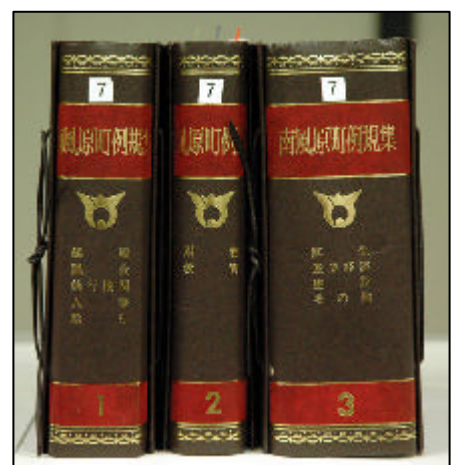
新しい項目を作ったり、時代に合わない項目を廃止するなど条例・規則の更新を随時行っていますが、昭和55年に南風原町例規集改訂版から25年経ているため、今年度はいままで使用している用語、用字、かな遣い、送り仮名、句読点及びその他の表記等の見直しを行い条例の適正な公開に備えて整備をします。

主な経費

南風原町例規集改訂業務委託料	945万円
例規サポートシステム委託料	126万円



南風原町の例規集です



行政計画

(担当 : 総務部 住民課)
473万円

住基・印鑑登録事務事業

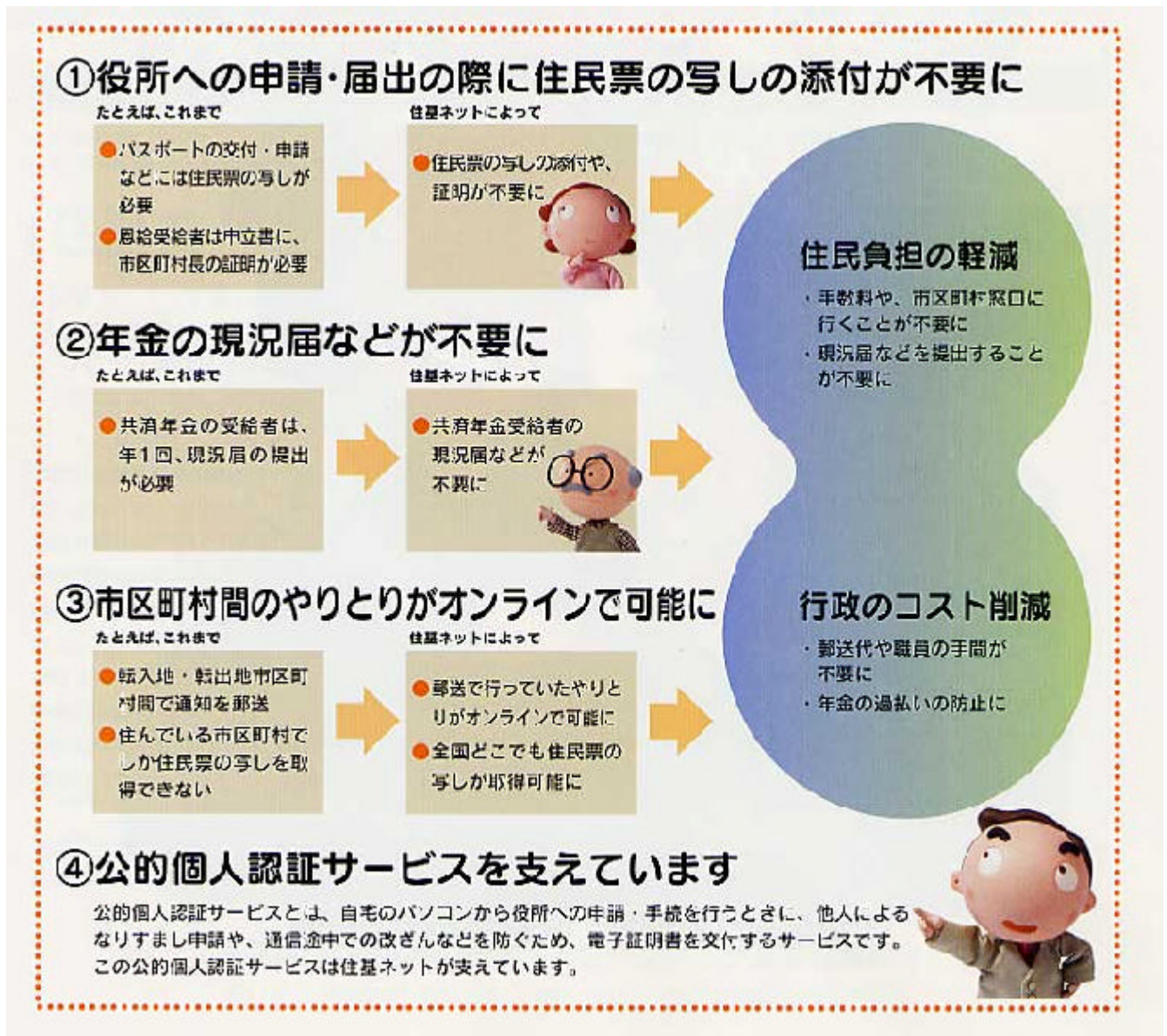
1 住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務

住民基本台帳ネットワークシステム(以下、住基ネット)により、全国どこの市区町村でも、運転免許証・パスポートなど(官公署発行の顔写真の入った証明書)を提示すれば住民票をとることができます。ただし、住基ネットに加入していない市区町村ではできません。これら、住基ネットの運営経費となっています。また、住民基本台帳カードの交付なども行っています。

主な経費

住民基本台帳ネットワークシステム委託料	69万円
住民基本台帳カード発行機使用料	63万円

住基ネットにより次のことが変わりました!



2 住民基本台帳・印鑑登録に関する事務

住民の皆さんが町内や町外、県外、外国へ引っ越しをする場合は、役場への届出が必要になります。皆さんからの届出により、住民基本台帳へ登録したり、引っ越した事を記録したりと台帳を更新します。また、印鑑登録に関しても同じような作業を行います。この台帳を基に、住民票や印鑑証明書の発行などを行います。

主な経費

申請書等印刷代	49万円
窓口対応臨時職員賃金	221万円
その他の経費	71万円

戸籍事務事業

147万円

住民の皆さんからの戸籍の届出により、戸籍を変更したり、新しく作ったりします。また、戸籍謄本や戸籍抄本の発行なども行います。

主な経費

戸籍発行用コピー機保守管理委託料	30万円
戸籍発行用コピー機リース代	63万円
その他の経費	54万円



79万円

自動車臨時運行許可事業

新規又は車検の切れている自動車を車検場に持って行くなど、公道を臨時的に走らせるために必要な許可を受けるための制度が臨時運行許可(仮ナンバー)制度です。

住民課の窓口で許可業務を行っています。

主な経費

窓口対応臨時職員賃金	74万円
その他の経費	5万円

外国人登録事務事業

2万円

外国人登録は、外国人の居住関係及び身分関係を明確にして在留外国人の公正な管理を目的とするものです。外国人は日本に上陸した日から90日以内に居住地の市区町村役場で外国人登録の申請を行わなければなりません。

住民課からのお知らせ

1. 戸籍の届出時には身分証を持参してください

近年、本人の知らない間に他人が勝手に婚姻届や養子縁組届などを提出する事件が起きています。町ではこうした虚偽の届出を防止するために、次の4つの届出について窓口へ届出を出す全ての人に身分証(官公署発行で写真付きのもの:運転免許証・パスポート等)を提示していただいています。なお、身分証をお持ちでない人も届出をすることはできますが、本人と確認ができなかった場合には、郵便で届出があったことを当事者に通知しています。

身分証の提示が必要な戸籍の届出: 婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届

2. 住民異動届について

第三者のなりすましによる悪質な届出を未然に防ぐため、写真付き証明書(運転免許証、旅券、住民基本台帳カード等)で本人の確認を行っています。

各種証明発行料金表

1 住民票謄本(1人) 300円	2 住民票謄本(2人) 350円	3 住民票謄本(3人) 400円	4 住民票謄本(4人) 450円	5 住民票謄本(5人) 500円
6 住民票謄本(6人) 550円	7 住民票謄本(7人) 600円	8 住民票謄本(8人) 650円	9 住民票謄本(9人) 700円	10 住民票謄本(10人) 750円
11 住民票抄本 300円	12 住民票除票 300円	13 住民票閲覧 300円	14 住民票記載事項証明 300円	15 行政証明(住基) 300円
16 戸籍謄本 450円	17 戸籍抄本 450円	18 原 除籍謄抄本 750円	19 身分証明 300円	20 戸籍の附票 300円
21 届書記載事項証明 350円	22 記載事項証明 350円	23 除籍記載事項証明 450円	24 受理証明 350円	25 受理証明(上質紙) 1400円
26 行政証明(戸籍) 300円	27 印鑑登録 400円	28 印鑑証明 300円	29 臨時運行許可 750円	30 外国人登録証明 300円
31 住基カード 500円	32 公的個人認証 500円		34 所得証明 300円	35 所得証明(児童手当・ 児童扶養手当用) 300円
36 扶養証明 300円	37 課税証明 300円	38 所得課税証明 300円	39 納税証明 300円	40 営業証明 300円
41 資産証明 300円	42 資産評価証明 300円	43 無資産証明 300円	44 公課証明 300円	45 名寄兼課税台帳 300円
46 住宅用家屋証明 1200円	47 宅地課税証明 300円	48 建物滅失証明 300円	49 地積図 300円	50 公簿公図閲覧 300円
51 1枚加算 50円	52 2枚加算 100円	53 3枚加算 150円	54 4枚加算 200円	55 その他の証明 300円

住民登録に関する諸証明・税務証明に関する証明発行は住民課窓口で行っています。
 なお、昼食時間(12:00~1:00)も窓口対応していますのでご利用下さい。
 上記表の番号は、役場1階にある券売機の番号と一致しています。

行政計画

(担当 :総務部 税務課)

町県民税に係る経費

1,052万円

町県民税は、前年度の収入を基に、納税者のそれぞれの負担能力に応じて負担し合う性格の税金であり、市町村では町民税と県民税を合わせて徴収いたします。

町民それぞれに公平・公正に税金を賦課し、納めていただくために使われる事務的な経費となっております。

主な経費

臨時職員賃金	405万円
納付書等郵送費	242万円
納付書印刷代など事務経費	405万円

軽自動車税に係る経費

255万円

軽自動車車両登録等デ - タ引渡し事業

軽自動車及び小型二輪車の登録・抹消申請に基づいて税をかける際に、必要な項目のデータ入力やデータの保管、調査照会などを社団法人全国軽自動車協会沖縄県事務取扱所に委託します。

業者への委託料	95万円
納付書等郵送代	95万円
納付書印刷代など事務経費	65万円



固定資産税に係る経費

990万円

固定資産税(土地・建物・償却資産)に対する課税を適正に行うためには、その評価額(価格)が基本となります。土地や建物には様々な形態があり、適正な課税をおこなうためとその評価について納税者へより分かりやすく正確に説明する目的から、町では以下のような業務をおこなっています。

1. 課税関係委託料

497万円

固定資産税システム改修作業委託料

土地や家屋の評価は、地価や物価等の実状に併せて3年ごとに評価替えを行います。平成18年度はその評価替えの年度にあたるため、それに対応するための課税システム修正委託費用です。

不動産鑑定委託料(土地)

国が認める不動産鑑定の資格をもっている不動産鑑定士が、南風原町の宅地を鑑定する業務です。土地の評価額(価格)を決める鑑定は、売買価格、利用の制限、土地の形状などを調査しその土地の評価を決定します。



地番データ修正及び地目・地籍現況データ修正委託料 (土地)

土地を分けたりひとつにしたりして面積が変わった場合や所有者が変わった土地のデータ修正を行ない、その修正したデータで、図面を作成する業務です。土地の図面は、いろいろな場面で使われます。住所の確認、工事前の確認、道路の位置、境界の確認や土地の評価を決めるときの参考資料となります。このような評価に使う資料を準備することで、納税者に分かりやすく、納得できる説明を行うことができます。町では他に、土地の利用状況ごとに色分けした図面や、地域の土地価格がわかりやすく表示された路線価図などを作成しております。



地番図異動修正に係る画地測量 (土地)

分割したり合体した土地は、奥行きや道路に面する長さが変化します。このような距離の変更を測量して土地を評価する業務です。一般的に土地が道に接しているほうが、出入りもしやすく便利です。また長細い土地や、形が悪い土地は利用しづらい土地となります。土地の評価は、このような土地の利便性や形状も判断となります。

路線価データ作成 (土地)

固定資産税の土地評価を行う目的で整備した路線価等の情報を集約し、それをインターネットで公開するためにデータ作成を行います。情報を開示することにより固定資産税評価制度に対する信頼確保を図る目的でデータ整備を行うものです。整備したデータは、(財)資産評価センターに集約され同センターのホームページから自由に閲覧できることとなります。

家屋評価システム導入事業

49万円

1.固定資産税(家屋)の適正な課税を行うためのシステムを導入し、評価計算の標準化、検索、集計、住民情報総合システムへの転送、データの作成・修正を行うことで、事務のスピードアップを図ります。

2.固定資産税係臨時職員等賃金

217万円

3.固定資産税納付書作成及び事務経費

227万円

固定資産税の納付書を発行し発送するための経費と事務用品などの消耗品費です。



賦課徴収事業

1,366万円

町税 (町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税)の徴収業務であり、納め忘れた納税義務者に対しては税の公平な負担をもとめ、戸別訪問や口座振替等の納付指導及び徴収を行う経費です。平成16年度から納付指導を専門とする嘱託職員を4名配置し、納税義務者の各家庭を訪問し、納税意識の普及を図っています。

主な経費

納付指導員嘱託費	708万円
過年度還付金	620万円
郵送費等	38万円



Pointチェック!

町では、町民の皆さんが毎日安心した生活が送れるよう防災・防犯体制、道路整備、福祉の充実、教育の振興など民間だけではまかなうことのできない幅広い仕事を行っています。このような仕事をしていくためには、資金が必要となります。その主要な財源となっているのが税金です。

町では、4月、5月、11月の年3回、町長を先頭に町の4役、全部課長と税務課・国民健康保険課の職員で、「町税と国保税の一斉町税行動」を行っています。これは、税金の滞納者に税に対する理解を求め、町財政の健全化を図ることを目的としています。



平成18年4月27日に行った町税と国保税の一斉行動。町内のスーパーマーケットなどで納税を呼びかけました

行政計画

(担当 : 総務部 企画財政課)

地籍活用GIS(地理情報システム)推進事業

229万円

- 1. 地理情報システム保守料 82万円
- 2. 備品購入費 147万円

事業の概要

町ではGISはシステムを導入しています。「GIS」は、「ジーアイエス」と呼びます。【Geographical Information System】の頭をとって呼称として使っています。日本語に訳すると「地理情報システム」となります。

デジタル化された南風原町の地図と、南風原町のさまざまなデータ、例えば水道管の配置や道路の状況などを関連させて、コンピュータ画面で簡単に見ることができます。さらに航空写真のデータも入っているので、南風原町の様子が良く解るようになっています。ですから、それをどのように活用するかが重要になります。その活用法やシステムを役場全体に浸透させることを、今年度の「地籍活用GIS推進事業」として捉えています。



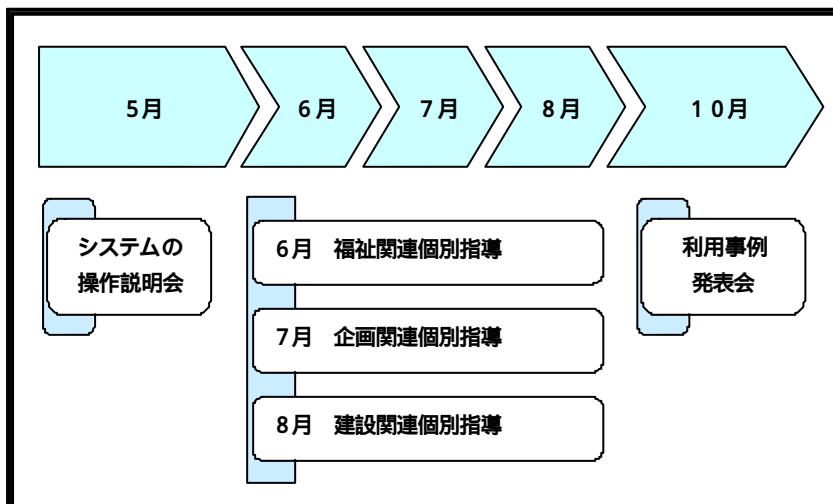
■ 代表的な利用例
航空写真のデータがあるため、より現状に近い状態で、町内の情報がよく解ります。



何のための予算なの？

今年の予算は地理情報システムの年間保守料金として計上しました。保守とは、システムの点検や整備、データの差し替え、そして利活用の指導、質問への対応などを含みます。専門的な知識を必要としますので、その技術を持った専門の会社へ委託します。

その他に、下記の取り組みをします。



平成18年度は、新たに下記の事業をします。
システムの操作説明会
地理情報システムを活用したモデル事業の実施(3ヶ所)
モデル事業発表会の開催
上記を実施し、地理情報システムの効果的な利活用の方法を模索します。

備品購入費 147万円で何をかうの？

GISのシステムを利用するには、職員1人に1個のライセンス(使用許可のようなもの)が必要です。毎年少しずつ増やしており、平成18年度は20個のライセンスを備品として購入します。

行政計画

(担当 : 総務部 情報処理課)

コンピュータ機器などの維持管理と運用 (電子計算事務事業) 5,195万円

南風原町では事務事業のコスト圧縮や効率化、また、業務改善を進めることが大きな経営課題の一つとなっています。改善の方法として、すべての住民サービスにおいて、「正確さ」、「スピード化」、「効率化」が求められており、住民情報システムなど業務の多くをコンピュータにより管理・運営しています。

今後も業務が円滑に行われ、個人情報などが厳格に守られるように、セキュリティー性(安全・保障)を高めるためのシステム改修やコンピュータ機器の導入、セキュリティーポリシーの運用・更新を行い、これまで以上に適正な運用を行います。

セキュリティーポリシーとは？

南風原町が管理する各情報システムには、町民の情報のみならず町を運営する上で重要な情報など、外部に漏れた場合には極めて重大な結果を招く情報が多くあります。コンピュータウイルス感染による情報やシステムの破壊、トラブルによる情報システムの停止、データの喪失など、さまざまな危険から住民の財産やプライバシーなどを守らなければなりません。そのために、どの情報を誰が読み取れるようにするか、どの操作を誰に対して許可するか、どのデータを暗号化するかなど、情報の目的外利用や外部からの進入などを防止するための方針を平成16年7月に決めました。これを「セキュリティーポリシー」といいます。コンピュータなどの技術は急速に進歩しており、セキュリティーポリシーも状況の変化に素早く対応できるものでなくてはなりません。町では、情報システムごとに細かく安全・保障する方法を定めています。

1 基幹システム(住民サービス系システム)の充実 4,176万円

住民情報システムや税金・収納管理システム、福祉・健康管理システムなど、住民サービスと生産性の向上を図るための電算システム導入や、今後の行政需要や財政改革に配慮した、事務体制や業務運用の効率化を実現していきます。

主な経費

システム・機器使用料	2,588万円
課税支援用システム使用料	166万円
システム・機器保守委託料	737万円
高速プリンタ 製本機等保守費	145万円
高速プリンタ 製本機等機器使用料	118万円
システム改修費	30万円
印刷製本・その他	392万円

2 情報系システム(事務処理部門)の充実

434万円

一般に「事務部門」や「管理部門」などによばれる事務事業の分野においても、パソコンなどを活用した事務の合理化や、庁内事務における電子申請や電子決済への積極的な取り組みを行うことにより、本業を支えるためのいわば裏方業務においても、コストバランスや生産性改善の視点に立ち業務運用の効率化を実現していきます。

また、今年度は電子決裁など、電子自治体に対応したアプリケーションへの移行や高度なセキュリティを確保しながら、一台の端末を多彩な業務に活用することができるようシステムの改善を行います。

主な経費

電子自治体用アプリケーション等への移行費	428万円
その他事務経費	6万円

3 行政情報システムの強化

585万円

顧客志向型の行政サービスや電子化を踏まえた業務改善が推進される中で、各サービス提供者に対し、個人情報をはじめとする情報やデータを確実に守る基盤と体制が求められています。特に行政の取り扱う情報は、明確な対策と管理責任を講じていかななくてはならないことから、今年度は、「操作者識別カードによる認証方式」と「通信の暗号化と通信相手チェック」の組み合わせにより、情報漏洩や不正使用などの対策を施し安全な運用を強化します。

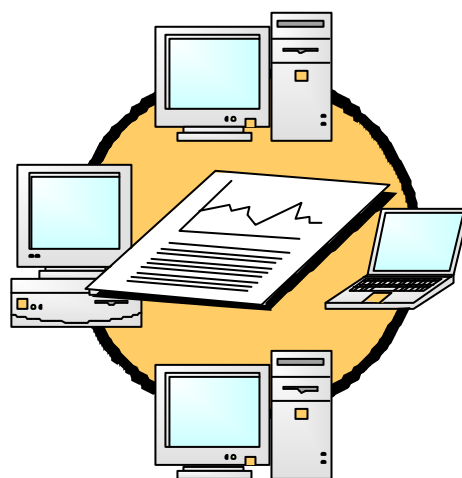
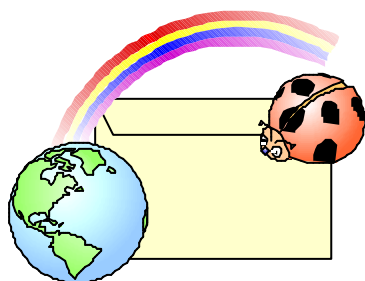
主な経費

技術支援SE費	189万円
個人情報保護対策費	90万円
システムの再構築費	306万円

Pointチェック!

顧客志向

利用者(消費者)のニーズを満足させることを企業活動の目標とする考え方。消費者志向。



総合行政ネットワーク事業

1,949万円

1 庁内ネットワーク運営事業

さまざまな業務のIT化(情報技術による変化)が急ピッチで進められているなか、電子化された業務や事務用パソコンの利点を最大限に活かすためには、情報を相互に伝えるコンピュータネットワークのシステムやその仕組みが丈夫で安定していることが不可欠です。これにより業務やサービスの信頼性が向上し、安全・確実なコミュニケーションや共同作業、業務の効率化・生産性向上などの「付加価値」が創出されます。これら維持管理にかかる費用です。

主な経費

インターネット回線・プロバイダ費用	265万円
システム・機器運用支援費	217万円
機器修理など	110万円
ウイルス対策などのセキュリティ対策費	340万円

2 地域情報化事業

まちづくりの根幹である「情報の共有化」を進めるために、町ではインターネットによる積極的な情報の発信を行っています。より手軽に情報を入手・活用できるように、アクセス性向上のため、携帯電話サイトの開設や、インターネットからの施設予約、講座の申込などのサービスも開始しました。現在、多くの人たちに利用されているところです。一方、インターネットは誰でも利用することができるので、一部の不正な行為を行う人により情報が外部に漏れたり、システムが破壊されるなどの危険性が常につきまといます。そのため、南風原町ではファイヤーウォールなどセキュリティ設備を整備し、専門家による厳格な管理運営を行っています。

主な経費

技術支援費	29万円
小中学校などの通信費用	14万円
出先機関との通信費用	43万円
各字自治会用インターネット回線費用	30万円

3 電子自治体推進事業

町では国の電子政府推進計画(IT新改革戦略 POINTチェック)を受け、いつでも、どこでも、誰でも情報通信技術(IT)の活用による恩恵を実感できる社会の実現へ取り組んでまいります。

総合行政ネットワーク事業

地方自治体内のネットワークを相互に接続し、地方自治体間のコミュニケーションの円滑化、情報共有の推進、行政事務の効率化を図ることを目的に、高度なセキュリティを確保した行政専用のネットワーク「総合行政ネットワーク(LGWAN)」の運用経費です。現在このシステムを利用して、さまざまな手続き(電子申請)やサービスの拡充ができるように整備が進められています。

主な経費

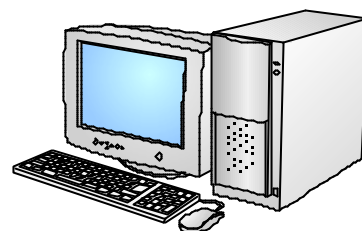
LGWAN用サーバ設備等保守	80万円
----------------	------

住民基本台帳ネットワークシステムの運営

地方公共団体共同のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図ることで、住民の4情報と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とするためのシステムであり、電子政府・電子自治体の基盤となるものです。今年、住民基本台帳カードによる証明書等の自動交付サービス^{POINTチェック}など、休日や夜間でも証明が交付できるよう条例や機器の整備を進めてまいります。

主な経費

サーバーなど機器リース料	273万円
その他機器保守料	53万円
技術支援委託費	189万円



電子自治体推進事業

IT活用による住民の利便性の向上と行政運営の簡素・効率化等を推進するため、これまで書面により行われている各種申請・届出等手続について、自宅や会社のパソコンからインターネットを利用して手続ができるように、『行政手続等の電子化推進計画』の策定やインターネットを利用した『電子申請・届出システム』^{POINTチェック}の整備を進めてまいります。

主な経費

管理運用における技術支援費	212万円
電子申請システム運用経費	94万円

Pointチェック！

IT新改革戦略

平成18年1月19日、政府IT戦略本部は、「IT新改革戦略」を打ち出しました。「世界最先端のIT国家」を目指して取り組んできたe-Japan戦略の5年間の成果と課題を受けて立案され、新たな改革を示した次期戦略のことです。それまであまり明らかにされてこなかった課題が具体的に示され、それらの克服があってこそITによる日本の改革が完成すると明確に文章で表現しています。

電子申請・届出システム

インターネットなどを利用することで、申請者の地理的および時間的格差を取り除き、会社や自宅パソコン、携帯電話端末の活用により、休日や夜間でも時間の制約なく申請・届出が行えるシステム。

証明書等自動交付サービス

利用者は、証明書自動交付機を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書及びその他の各種証書を受け取ることができます。また、市町村受付窓口の営業時間外や土日祝日にもサービスの提供を行うことで、利用者が希望する時に証明書等を受け取ることができます。

申請書自動作成サービス

利用者は、窓口で証明書の交付を受ける際に必要となる申請書等を自動的に作成し、印刷することができます。あらかじめ登録された情報から、申請書等の項目にデータが自動的に記入されるので、利用者の申請書に情報を書き込む手間を省くことができます。

財政計画

(担当 :総務部 企画財政課)

総合計画策定事業

507万円

- | | |
|----------------------|-------|
| 1.第四次南風原町総合計画策定業務委託料 | 400万円 |
| 2.総合計画審議委員報酬 | 89万円 |
| 3.総合計画審議委員費用弁償 | 18万円 |

1 事業の概要

『第四次南風原町総合計画(以下、総合計画)』の『基本計画』をまとめる際に、その作業をコンサルタント(計画などを作ることを専門とする会社)にサポートしてもらうための委託料です。『住民』+『行政』+『コンサルタント』が協力し合いながら協働で作業を進めていきます。詳細は下記のとおりです。

2 何のために作るの

役場の仕事のほとんどは法律や条例に基づいて行われます。そしてその仕事は『総合計画』に添って進めなさいと、下記の地方自治法で定められています。

その法律に基づき平成17年度(400万円)と18年度(507万円)の2か年をかけて総合計画を作成しています。

地方自治法・第2条第5項

「市町村は、その事務を処理するに当っては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

上記、波線部分の基本構想が総合計画の一部となります。
詳しくは下記の 図をご覧ください。

3 どのように作っているの

～ 住民の皆さんと一緒に『南風原町の将来』を考えています ～

町では平成17年度から『総合計画』を策定しています。その策定方針の中に『住民参加』と『情報の共有』を掲げ、より多くの住民が総合計画づくりに関われるような仕組み作りを心がけています。

その一つが公募により設置された『南風原町住民会議まちづくり未来塾(以下、住民会議)』です。平成17年度は33名が町内外から参加し、職員と共に基本構想のたたき台を作成しました。今年度も再び住民会議のメンバーを公募して進めます。





住民会議の様子

住民会議では、公募により集まった33名のメンバーと役場職員が、毎週水曜日の午後7時からの定例会を開催し、基本構想のたたき台を作成しました。その他に、勉強会やフォーラムなども開催し、その回数は9ヶ月で50回にもおよびました。平成18年度も再度公募して活動を続けます。

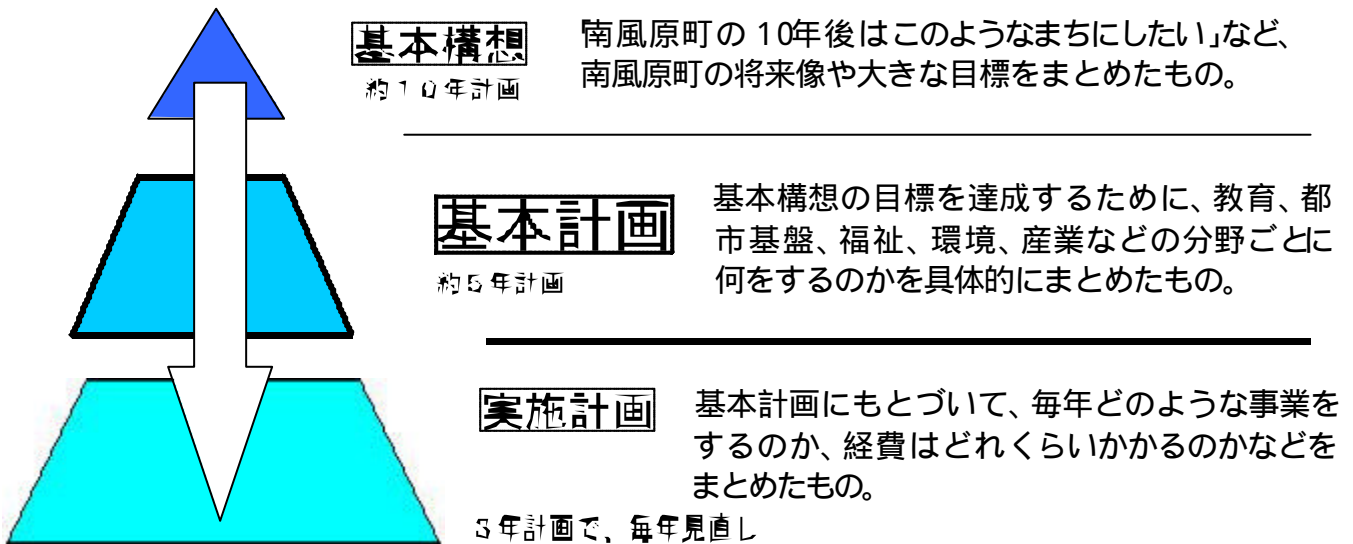
4 今年は何をするの

～ 平成18年度は「基本計画」を作ります ～

総合計画は下記の図のように3つの部分で構成されています。住民会議では一番上の部分にある「基本構想」のたたき台を作りました。これは南風原町が10年後に目指す姿を文章にしたものです。

平成18年度は図の中間にある「基本計画」の部分を作成します。これは「基本構想」で描いた10年後に目指す姿を達成するために、何をするのかを具体的にまとめたものです。住民会議や役場職員が意見交換をしながら作成しますが、その過程は町のHPや広報はえばるで情報提供します。さらにフォーラムなどを開催し、より多くの町民の皆さまに関心を持って頂けるようにします。

総合計画の構成と期間



5 報酬と費用弁償について

上の図にある、「基本構想」と「基本計画」を住民参加で作成したあと、町長はそれに対して総合計画等審議会(15名以内)という組織から意見を求めます。その方々が会議へ出席する際の報酬(1回4900円)と費用弁償(交通費など、1回1000円)、合計12回分です。

総合計画に関するお問い合わせは、企画財政課(889・0187)までどうぞ。

国・県等との連携

(担当 総務部 総務課 企画財政課)

南部振興会負担金

94万円

南部振興会は、南部の14市町村(浦添市除く)で組織する団体で、学生に対する奨学資金の貸し付け事業や、農業・畜産の問題などを解決して、発展させるなどいろいろな取り組みをしています。その他にも14市町村の女性会や青年会、その他の社会教育団体の育成活動を行ったり南部市町村との連絡調整を図り、南部の地域を良くしていくことをねらいとしています。そのための費用(負担)を各市町村が出し合っています。

南風原町の負担金(算出方法は各市町村同じです)

人口割(60%) 一人当たり20,018円×人口32,099人 642,571円

人口は平成12年度国勢調査による

均等割(40%) 全市町村同額 291,800円

Pointチェック!

(財)南部振興会の経緯

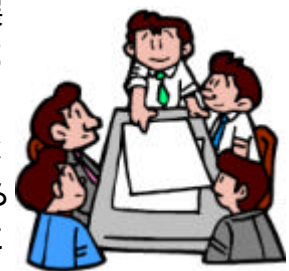
昭和15年、夏、時局は悪化を辿り太平洋戦争への道を進んでいる頃、島尻郡町村会長、町村農会長、大政翼賛会町村支部長などの各階層が集まり、全郡民を網羅する「島尻会館建設期成会」を設立しました。これを母体に(財)南部振興会の歩みが始まりました。

昭和16年、会館建設実現のため、建設資金を郡民の割当寄付によって確保する計画で、建設用地として那覇市奥武山公園入口に2,500坪埋め立て造成しました。しかし、建設資金に不足が生じ、会館建設を決めかねているうちに太平洋戦争が始まり、全郡民によって計画されたこの一大事業も中断を余儀なくされました。

戦後、南部製糖(前琉球製糖)設立に際し、会館建設用地として造形してあった土地を現物出資して南部製糖株を購入しました。昭和35年までには、その配当金をもとに6万株に資産を増やし、会館建設積立金も1万3,400ドルあまりを積立て、建設に向けて着々とその準備を整えました。そして南部連合区教育委員会庁舎建設を機に建設用地を決定。総工費7万6,000ドルをかけて、昭和38年「南部会館」が完成しました。

南部会館の完成により島尻会館建設期成会は、目的の大半を達成しましたが、その後は基本財産である琉球製糖株を基に、南部住民の人材育成を図ろうと、育成制度を設置するとともに永続的に南部住民の公益を図るため、これまでの期成会を発展的に解消して昭和40年8月、民法第34条の規定により財団法人「南部振興会」が設立されました。

南部地区は、南部会館を中心に地域の各種団体の研修会や集会などの場として広く活用され、又あらゆる団体の事務事業の連携が図られ、南部の団結は各方面に強化され、かつ合理的に諸事業の推進に大きな役割を果たしています。



国・県等との連携

(担当：企画財政課・教育委員会総務課 生涯学習振興課)

南部広域行政組合負担金

1,050万円

南部広域行政組合は、昭和56年4月に『伝染病隔離病舎』と『視聴覚ライブラリー』の設置及び管理運営を目的に、那覇市を除く浦添市、西原町以南の南部20市町村で設立されました。平成6年4月には広域教育事業として『島尻教育研究所』が加わり、さらに、平成10年4月、島尻教育研究所に心因性不登校児童生徒のための『しののめ教室』が開設されました。平成11年3月末伝染病予防法の改正により伝染病隔離病舎の市町村設置義務が解かれたことに伴い同事業も廃止されました。平成14年4月からゴミ処理施設建設事業(『一般廃棄物最終処分場』)が新たに加わり現在4事業の推進を行っています。

現在の構成市町村は、13市町村で糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村、西原町となっております。

1. 事業を共同処理する市町村 (組合構成市町村の中で事業ごとに共同処理する市町村が異なります)

・視聴覚ライブラリー事業 (11市町村)	豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町 南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村 渡名喜村、南大東村、北大東村
・島尻教育研究所事業 (10市町村)	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町 与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村 粟国村、渡名喜村
・しののめ教室事業 (9市町村)	豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町 南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村 渡名喜村
・一般廃棄物最終処分場事業 (6市町村)	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、 与那原町、西原町

2. 平成18年度南風原町の負担金

・事務局運営費負担金	328万円
・視聴覚ライブラリー事業負担金	161万円
・島尻教育研究所負担金	504万円
・適応指導(しののめ)教室負担金	57万円
・最終処分場負担金	0円



視聴覚ライブラリーをご活用ください

八重瀬町にある南部広域行政組合視聴覚ライブラリーには、学校教育から生涯学習に関するいろいろなビデオテープ、DVDなどの資料と機材があります。それらは、南部広域行政組合に加入している小中学校や社会教育団体及び教育文化団体などへ無料で貸し出ししています。

南部広域行政組合視聴覚ライブラリー

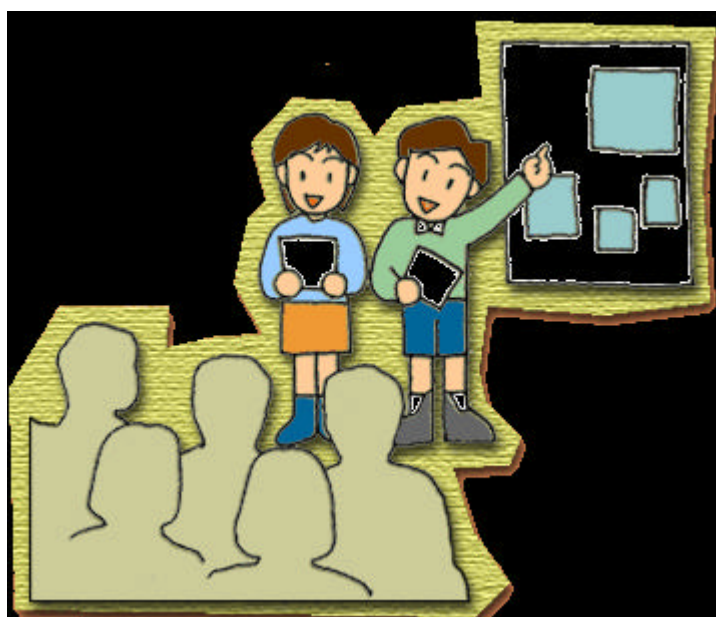
教材

VHS	16ミリフィルム	DVD
1,424本	748本	26本

機材

16ミリ映写機	プロジェクター	スクリーン
8台	6台	6台
DVDプレーヤー	ビデオレコーダー	ワイヤレスアンプ
2台	2台	2台

お気軽にお問い合わせください。 TEL 998-9561



国・県等との連携

(担当:総務部 企画財政課)

南部広域市町村圏事務組合負担金

160万円

南部広域市町村圏事務組合は、南部の15市町村(浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村)で組織する一部事務組合です。一部事務組合とは、複数の市町村で事業を進めることが、より高い事業効果が得られると認めた事業を行う団体のことです。設立から10年が経過して、この間、北斎場いなんせ斎苑(那覇市、浦添市で負担運営)の開設をはじめ、各種の「ふるさと市町村圏推進事業」を展開してきました。

南部広域圏においては、平成15年10月に、10年間の第3次南部広域圏計画が策定されました。その推進体制を強化する立場から、長年の懸案であった南部広域行政組織の事務局統合が進み、平成16年4月1日から、(財)南部振興会、南部市町村会はじめ各種協議会等の事務局を南部広域圏事務組合に集め、南部広域圏の地域振興に対し、より一体的な体制が誕生しました。そのための費用を南風原町も負担しています。

平成18年度の主な事業

1. ふるさと市町村圏基金事業

地域間交流事業・ふるさとの自然・歴史を歩く講座(仮称)

芸術文化推進事業・日露コンサート沖縄公演

人材育成事業・丸ごと!なんぶ観光コース開発ガイド養成講座(3期)

地域福祉推進事業・第12回視覚障害者マラソン沖縄大会(南城市)

青少年健全育成事業・南部地区少年野球交流大会

地域振興推進事業・鯨海峡とかしき島一周マラソン大会

共催事業

・NAHAマラソン

・なんぶトリムマラソン

・130万県民平和の光

2. 広域的火葬場・斎場の建設運営

名称: いなんせ斎苑(那覇市、浦添市で負担運営)

住所: 浦添市伊奈武瀬一丁目7番5号

対象: 那覇市・浦添市及び南部広域圏内外の市町村

3. 負担金の算出方法

全市町村の負担金総額 2,881万円

うち南風原町の負担内訳

人口割(70%) 1人当たり31,781円×人口 32,099人 1,020,153円

人口は平成12年度国勢調査による

均等割(30%) 全市町村同額 576,260円



事務局は、那覇市の自治会館内にあります。

(担当：総務部 企画財政課)

沖縄県町村土地開発公社南風原支社

2億6,926万円

沖縄県町村土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行う事により、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与する事を目的に、昭和49年に地方公共団体の100%出資により設立した特別法人です。本社は那覇市にあり市町村ごとに支社があります。南風原町では、役場の企画財政課が南風原支社の事務を行っています。(平成18年4月1日現在の設立団体は32市町村)

公社の業務

道路建設などの公共事業は、事業計画を策定し、予算が決まってから用地交渉を行います。その後、地主から土地を購入し、公共工事を進めるのが一般的です。

しかし、事業に必要な土地を地主に売ってもらうための用地交渉には、時間を要する 경우가多く、公共工事が年度内に終わらず、次年度にまたがる場合があります。

また、運動公園のように広い土地を必要とする公共工事や、役場庁舎のような早急に土地を確保し、建物を建設しなければならない事業の場合、一会計年度だけでは、予算を確保することが困難な場合があります。

このような場合に、町は、土地開発公社に事業に必要な土地を先に取得するよう依頼して、町に代わって土地を購入してもらいます(これを用地の先行取得といいます)。町は予算が確保されたときに、土地開発公社から公共用地を買い戻すやり方で、計画的な公共事業の推進を図ることができます。

土地開発公社が、土地の先行取得を行う際の資金は、主に金融機関からの借り入れ金となっています。土地開発公社が事業資金を金融機関から借り入れる際の担保は、町の債務保証で、町議会の承認を得なければなりません。

最近の例では、役場庁舎を建設する際に、土地開発公社を活用して庁舎用地の先行取得をしました。その代金を10年間で分割払いとして、一般会計から支出し、本年度で支払いが終わる予定です。



また、平成18年度は、土地開発公社へ黄金森公園用地(4,784㎡)の先行取得を依頼し、公社が用地購入資金として金融機関から借り入れる際の債務保証(2億5,650万4千円(限度額))を町議会に提案する予定です。公社が先行取得した公園用地は、5年で町が買い戻す予定であります。

そのため、沖縄県町村土地開発公社南風原支社の平成18年度予算は、役場庁舎用地を取得した際に金融機関から借り入れた借入金の償還金(先述)として1,275万4千円、黄金森公園用地取得事業費(先述)として2億5,650万4千円を計上しています。その収入財源は、南風原町からの庁舎用地売却代金(分割)と町の債務保証にもとづく金融機関からの借入金です。

議会事業

(担当 議会事務局)

会議録の作成

213万円

法律で議長は、会議の結果に会議録を添えて町長へ報告することになっています。

「会議録」は議会の本会議の内容をありのままに記録した書類で、本会議の様子をテープに収録し、それを反訳後、内容の調整をし、冊子にまとめます。

議論された内容すべてを記録した唯一の証拠書類となるので、原本は重要な書類として保管されていますが、写しは、南風原町の図書室や文化センターなどでも見ることができます。

主な経費 会議録印刷製本費 213万円

議会広報広聴活動の強化

122万円

定例会で決まったことや、各議員が南風原町の仕事などの全般にわたって町長に質問する一般質問を要約した、「議会だより」を年4回(5月、8月、11月、2月)発行し、町内全戸に配布しています。また、「議会だより」は南風原町ホームページの議会情報から閲覧することもできます。

「議会だより」の編集体制は、議員7人と事務局職員の共同で行っています。

なお、開かれた議会活動を進めるために3月、6月、9月、12月に開かれる議会定例会の会期日程案が固まった時点で「議会だより臨時号」を発行。各字自治会の掲示板へ掲示し、事前に皆様へお知らせしていますので、こちらも是非、ご覧下さい。

主な経費 議会だより印刷製本費など 122万円



議場で行われる町議会の本会議の様子



議会の会議録



「はえばる議会だより」

教えて！町議会のしくみ

私たちの住んでいる南風原町を、豊かで明るく住みよいまちにしていきたいという願いは、町民共通のものです。本来ならば、全町民が集まり、町の運営についての方針などをみんなで決めていくべきなのですが、町民みんなが一か所に集まって話し合うことは、現実には不可能です。

そこで、私たちみんなの代表として、選挙により議員を選んで、町民全体の幸福のために、どんな仕事をしたらよいかを、私たちに代わって考えたり、決めてもらうことになります。

町議会で決定したことを実行していくのが、町長や教育委員会などです。

町議会は、議案などの審議を通して、町の基本的な方針を決定します。また、町長が行った仕事が適正かどうかのチェックも行っています。

Q1. どんな人が南風原町の議員になれるの？

南風原町議会の議員は、満20歳以上の町民による選挙によって選ばれ、その選挙には満25歳以上の南風原町民であればどなたでも立候補することができます。現在の南風原町の議員定数は22人で、任期は平成18年9月27日までとなっていますが、今年行われる一般選挙からは、議員定数は16人になります。

Q2. 議会はいつ行われているの？

町議会は、年4回の定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。議会開会の通知は町長が行い、会期や議会の運営方法などは、議会で決めます。

定例会 年4回(3月、6月、9月、12月)に開かれます。

臨時会 町長が必要と認めるとき、または、議員定数の4分の1以上の議員から会議に提案する内容を示して、要求があったとき開かれます。

Q3. 議会を見学することはできるの？

議会には、議員全員で、議案などを審議し、議会の最終意思を決定するために開かれる本会議と、町の仕事を専門的、効率的に審査するための常任委員会と特別委員会があります。本会議は公開されており、議場で生の議会の様子を見ること(傍聴)ができます。

なお、本会議は役場1階町民ホールのテレビでも生中継していますので、お気軽にご覧になれます。

委員会も委員長の許可を得れば、傍聴することができます。

平日の午前9時から午後5時までは、議場を見学することもできますので、見学を希望される方は、議会事務局に申し込んでください。

南風原町議会事務局(役場庁舎5階) TEL 889-3097